

新潟県条例第6号

新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の課税標準の区分経理)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる事業のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電気供給業のうち小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下同じ。)、<u>発電事業等(同号に規定する発電事業等をいう。以下同じ。)</u>及び<u>特定卸供給事業(同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p><b>第31条</b> (略)</p> <p>2 電気供給業(小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業を除く。</u>)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><b>第56条</b> 前条第1項又は第2項の特別徴収義務者は、同条第1項又は第2項の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、別に知事が定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる事業のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電気供給業のうち小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下同じ。)<u>及び発電事業等(同号に規定する発電事業等をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p><b>第31条</b> (略)</p> <p>2 電気供給業(小売電気事業等<u>及び発電事業等</u>を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び発電事業等</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><b>第56条</b> 前条第1項又は第2項の特別徴収義務者は、同条第1項又は第2項の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって知事の承認を受けたときは、別に知事が定めるところにより、<u>当該承認を受けた帳簿</u>に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で</p>

供されるものをいう。以下この項において同じ。)又は電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下「電磁的記録等」という。)の保存をもって当該帳簿の保存に代えることができる。

2 前項に規定する別に知事が定めるところに従って保存が行われている帳簿に係る電磁的記録等に対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録等を当該帳簿とみなす。

(免税軽油の引取り)

**第56条の11 (略)**

2 前項の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名しなければならない。

**附 則**

(法人の事業税の税率の特例)

**第17条** 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア・イ (略)

2 (略)

(不動産取得税の税率の特例)

**第18条** 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかか

あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)又は電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下「電磁的記録等」という。)の保存をもって当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の承認に係る手続その他の必要な事項については、法第750条(電磁的記録による保存等の承認の申請等)(第5項を除く。)、第751条(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)及び第753条(電磁的記録による保存等の承認の取消し)(これらの規定を法第754条(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定の例による。

3 第1項の承認を受けている帳簿に係る電磁的記録等に対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録等を当該帳簿とみなす。

(免税軽油の引取り)

**第56条の11 (略)**

2 前項の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

**附 則**

(法人の事業税の税率の特例)

**第17条** 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア・イ (略)

2 (略)

(不動産取得税の税率の特例)

**第18条** 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかか

ならず、100分の3とする。

(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り)

**第19条の3** (略)

2 前項の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名しなければならない。

(自動車税の種別割の税率の特例)

**第20条** 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条において同じ。)、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの(以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。)、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたも

ならず、100分の3とする。

(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り)

**第19条の3** (略)

2 前項の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

(自動車税の種別割の税率の特例)

**第20条** 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの(以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。)、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたも

- の 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- 2 次に掲げる自動車(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。
- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は同条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) (略)
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(以下この条に

- の 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- 2 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。
- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) (略)
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号に

において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車

3 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1)・(2) (略)

4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

5 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割

において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イに規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

3 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1)・(2) (略)

4 第2項(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用乗用車等が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成34年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成35年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車又は第65条第1項の表第5号中乗用車に類するものであって営業用のもの（以下この項及び次項において「営業用乗用車等」という。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税

の種別割に限り、当該営業用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

7 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項及び第5項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

8 (略)

第20条の2 (略)

2 (略)

3 前条第8項の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。

5 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

6 (略)

第20条の2 (略)

2 (略)

3 前条第6項の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。

(新潟県産業廃棄物税条例の一部改正)

第2条 新潟県産業廃棄物税条例(平成15年新潟県条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部

分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(帳簿等の保存の義務)</p> <p><b>第21条</b> 特別徴収義務者等は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入又は自ら設置している最終処分場への埋立処分のための搬入について、次に掲げる事項を最終処分場ごとに帳簿に記載し、その帳簿を第9条第1項若しくは第2項に規定する納入申告書の提出期限又は第14条第1項若しくは第2項に規定する納付申告書の提出期限から5年間保存しなければならない。この場合において、当該帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、別に知事が定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）の保存をもって当該帳簿の保存に代えることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(帳簿等の保存の義務)</p> <p><b>第21条</b> 特別徴収義務者等は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入又は自ら設置している最終処分場への埋立処分のための搬入について、次に掲げる事項を最終処分場ごとに帳簿に記載し、その帳簿を第9条第1項若しくは第2項に規定する納入申告書の提出期限又は第14条第1項若しくは第2項に規定する納付申告書の提出期限から5年間保存しなければならない。この場合において、当該帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって知事の承認を受けたときは、別に知事が定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）の保存をもって当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中新潟県県税条例第56条の11第2項及び附則第19条の3第2項の改正 令和3年4月1日
  - (2) 第1条中新潟県県税条例第56条の改正並びに第2条並びに附則第4項及び第5項の規定 改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日
  - (3) 第1条中新潟県県税条例第30条第2項並びに第31条第2項及び第3項の改正並びに同条例附則第17条第1項の改正並びに次項の規定 改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日  
(事業税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「新県税条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、前項第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 3 新県税条例附則第18条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法の特例に関する経過措置)
- 4 新県税条例第56条の規定は、附則第1項第2号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に保存が行われる同条第1項に規定する帳簿について適用する。
- 5 第2条の規定による改正後の新潟県産業廃棄物税条例（以下「新産業廃棄物税条例」という。）第21条の規定は、附則第1項第2号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に保存が行われる同条に規定する帳簿について適用する。  
(自動車税に関する経過措置)
- 6 新県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。



(この条例の失効)

- 7 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新県税条例及び新産業廃棄物税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。